

競争法遵守に関する方針

三菱HCキャピタルグループは、全ての役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、以下の方針に従い、日本及び関係各国・地域の競争法や関連法令を遵守し、公正かつ自由な競争を通して世界経済の活性化・健全な発展に寄与します。

1. 国内外を問わず、商取引に関して市場における公正で自由な競争を阻害する私的独占、カルテル、入札談合その他の競争制限行為を行わず、その疑いを惹起する行為は厳にこれを慎みます。
2. 競合他社との間で、取引条件、顧客リスト等の競争に影響を与える情報の交換や合意を行いません。

また、競合他社との接触は必要不可欠な場合に限定し、競合他社と接触した場合にはその経緯、やり取りを適正に記録し保管します。

3. 日本及び関係各国・地域の競争法や関連法令遵守のための監査、教育及び規程・手続を定めるなど必要な社内態勢を整備します。

さらに、当社グループが関わる事業において競争法を遵守し、公正かつ自由な競争を確保するため、当社グループの事業に関わる取引先、ビジネスパートナーに対しても、競争法の遵守及び当社グループの方針へのご理解及びご協力をお願いします。